

## 第2回 特別職報酬等審議会

### 【委員からの主な意見（趣旨）】

日時：令和8年2月4日（水） 10：00～11：30 ごろ

#### ①審議会のあり方

- ・前回の2～4年という規定に幅がありすぎる気がする。「3年に一度」「4年に一度」等と定めなければ、効力が薄らぐ。
- ・定期的な開催が必要である。

#### ②審議会の開催頻度

- ・市長任期の4年に一度が良い。一般企業でも、あまり短いスパンで給与査定を変更しない。
- ・2年か3年で一度、状況の確認を行うことも必要だと思う。
- ・大きな災害やコロナ禍のような状況があった場合、極端な社会情勢の変化があった場合等、特別な事情がある場合は、別のルールを設けても良いのでは。
- ・民間賃金の変動が反映された一般職の動き、定期的に確認をすること等を考慮すると、任期中に1回と人事委員会勧告があった時の組み合わせが良いと思う。
- ・責任の重さから、市長の給与額が大きいことは納得できるが、いわゆる生活給的な側面は一般職と比べて少ないのでは。毎年の見直しはあまりにも期間が短すぎる。
- ・毎年行うことも良いが、審議会開催のコストも考慮して考えるべき。
- ・市長の任期が4年というのを一つのスパンと考え、その中間の2年で繰り返し審議する。また、不測の事態に対応できるよう附帯意見を付けておく必要がある。

#### ③給料月額の改定の目安

- ・他都市の状況、一般職の職位による改定率の違い等を考慮すると、「局長級の改定状況を目安に」が良いと思う。
- ・局長級の上下変動に連動した考え方が良いと思う。物価上昇等、社会一般の情勢変化を適切に賃金に反映でき、市民にもわかりやすい基準になる。

- ・国や他自治体等の状況に鑑み、局長級の改定状況を参考にする以外は難しい。なお、世界・日本の経済状況が定まらない中で、「数字で何パーセント変動したら」ということは定められない。
- ・目安の数字を決めてしまうと世間の情勢とずれてくる可能性もあり危険。
- ・一般の会社であれば、会社の儲けた額に対して従業員に分配する。市の場合は違うし、税収が多かったから給料をもっと出しましょうということにもならないので、目安の数字は答えが出ない。
- ・改定の必要性は、毎回の議論の中で決まるものだと思う。審議会を2年に1度開催した時に、例えば、局長級の給料が1パーセント変動していたら必ず市長の給料を変えるのかということ、それは違うと思う。

#### ④給料月額の変動の必要性について

- ・局長級の変動幅が非常に小さいのであれば別だが、財政状況など特別な事情も無いことから「今回は改定あり」が良いと思う。
- ・今回 1.2 パーセント以上引き上げることも考えても良いが、一度上げたら、しばらくは上げないという考え方もあると思う。
- ・拠り所になる基準を、その時々で別に決めてしまうと非常に判断が難しくなる。1.2 パーセントから上下をつけるのも難しい。局長級の給料の状況に沿って検討するのが良い。
- ・4期目の市長の給料が就任時と同じ。岡山市の場合、長い間改定していなかった。局長級の給料の変動に合わせて1.2パーセント引き上げることに賛成。
- ・改定後の額は千円単位で、千円未満は四捨五入する。

#### ⑤教育長の給与について

- ・管理職手当は特別職には馴染まないだろう。
- ・他の政令市の教育長の状況を踏まえ、管理職手当を廃止し給料に一元化して支給することが適切と考える。
- ・県内自治体との均衡においても、水準バランスは適当である。

#### ⑥退職手当（市長・副市長）

- ・過去の改定経過を踏まえると、市長・副市長の退職手当の支給割合は、概ね本市一般職の職員の調整率の改定に準じた水準になっているので見直す必要はない。
- ・県内自治体との均衡においても、水準バランスは適当である。
- ・給料の改定目安と同様に「今後、局長級の改定を目安に」が良い。

## ⑦その他

- ・改定時期は令和 8 年 4 月 1 日からが適当。
- ・市民へのわかりやすい説明は不可欠。改定の際には丁寧な発信をお願いしたい。
- ・定期的な開催が必要なので、委員任期を定めて審議会を常設化することには賛成。
- ・例えば、本審議会委員の任期を 2 年とするのであれば、任期と審議会開催を合わせて考えても良いのでは。